

公布された条例のあらまし

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（条例第三四号）

1 佐賀県税条例の一部改正関係

(1) 個人の県民税

ア 勤続五年以内の法人役員等に対する退職金に係る二分の一課税の廃止に伴い退職所得申告書の記載事項を変更することとした。（第三九条の七関係）

イ 東日本大震災に係る復興地域における税額控除等の特例措置が講じられることに伴い所要の改正を行うこととした。（附則第五条の五関係）

ウ 平成二六年度から平成三五年度までの間、個人の県民税の均等割に係る税率を五〇〇円引き上げることとした。（附則第二七条関係）

(2) 不動産取得税

ア 住宅及び土地の取得に対する不動産取得税の標準税率を三パーセントとする特例措置に係る適用期限を三年延長することとした。（附則第一六条関係）

イ 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の二分の一とする特例措置に係る適用期限を三年延長することとした。（附則第一七条の二関係）

ウ 宅建業者等による新築住宅の取得に係る取得みなし日の特例措置に係る適用期限を二年延長することとした。（附則第一七条の三関係）

(3) 自動車取得税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（以下「環境対応車」という。）の新規取得に係る税率の特例措置につき軽減対象を見直しの上、その適用期限を三年延長することとした。（附則第

一八条の二関係)

イ 電気自動車、天然ガス自動車その他の低公害車でかつ中古車であるものの取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第一八条の二関係)

ウ 環境対応車で中古車であるものの取得に係る課税標準の特例措置につき、電気自動車等を対象に追加の上、その適用期限を三年延長すること等とした。(附則第一八条の二の三関係)

(4) 軽油引取税

ア 免税軽油使用者証の有効期間を一年から三年に改めることとした。
(第一〇九条の八関係)

イ 農業に係る機械の動力源に供する軽油の引取り等に係る課税免除の特例措置の適用期限を三年延長することとした。(附則第一八条の四関係)

(5) 自動車税

ア 天災その他の災害により自己の所有する自動車に損害を受け、相当の修繕費を要すると認められる者に対し、当該損害の程度に応じ、自動車税を減免する措置を設けることとした。(第一一九条の二関係)

イ 環境対応車に対する税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、税率の軽減等の特例措置を講ずることとした。(附則第一九条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとした。

4 所要の経過措置等を定めることとした。